

## 告示により一律に存続期間が令和2年(2020年)12月28日まで延長される権利利益の一覧(条例第2条第1項・第2項関係)

No	措置名	根拠規定			お問い合わせ先
		条例の名称	権利利益	存続期間	
1	食品製造業・食品販売業・食品行商の許可の有効期間の延長	熊本県特定食品衛生条例	第3条第1項	第3条第3項	熊本県健康福祉部健康危機管理課 096-333-2247
2	広告物の表示・掲出物件の設置の許可の期間の延長	熊本県屋外広告物条例	第5条、第6条第4項	第9条第2項	熊本県土木部道路都市局都市計画課 096-333-2522
3	屋外広告業者の登録・更新の登録の有効期間の延長	熊本県屋外広告物条例	第21条第1項・第3項	第21条第2項	熊本県土木部道路都市局都市計画課 096-333-2522
4	浄化槽保守点検業者の登録・更新の登録の有効期間の延長	熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第2条第1項・第3項	第2条第2項	熊本県土木部道路都市局下水環境課 096-333-2529